「使用料・手数料の見直し」に関する検討事項

各委員からの回答一覧

【質問事項①】

第2回会議資料1の1ページに記載されている使用料の算出方法にある「受益者負担割合」を残すべきかどうか。また、その理由について。

≪受益者負担割合を残すべきかどうか≫

◇残すべき・・・・・12.5%

◇廃止すべき・・・・・87.5%

≪理由について≫

◇「残すべき」と答えた理由

・実態としては、年度決算時に事後的に使用料収入額/管理運営費で算出した数字にすぎないが、公費と利用者の負担割合について市として基本的考え方を説明する際に説明しやすいし、その方が市民に理解されやすい。

◇「廃止すべき」と答えた理由

- 実際に利用者から徴収するべき負担率を定めることが望ましい。
- ・現行の負担率は内容があいまいである。例えば、公民館と動植物園が同率、幼稚園が75%で市営住宅・駐車場が100%など。負担率で区分するより減免制度を充実させるべきである。
- ・現在使われている「受益者負担率」は単なる減額するための調整比率であり、受益者が 負担しているコストについて説明しているものではない。
- ・利用料金、単価の設定の「中途」において、負担割合を用いると、計算が煩雑になる。 受益者負担率は、利用者の価格弾力性も考慮にいれつつ、最終決定段階で、実質利用者 負担率を加味すべきと考える。
- ・受益者負担割合は行政側の実際の負担についての市民の理解をゆがめるものである。実際の負担を表すものに改めるべきである。また同じ用語を継続して用いると誤解を招く ことから、新たな負担の表現ではこの用語を用いるべきではない。
- ・現行の負担割合では最終的な受益者の負担が少なくなりすぎるため、負担割合を定めた本来の趣旨にそぐわず、受益者以外の市民に対しても公正さを欠く。よって、個々の施設について実質的な受益者の負担割合で検討する必要があり、現行の画一的な受益者負

担割合は廃止するべきと考える。ただし、最終的な負担割合について、第1回会議の資料5頁にあるような、施設の性質を分類してそれぞれに一定の範囲の受益者負担率の区分表を定めること(例えば「公費と受益者で負担するもの」は実質的な負担率を30~50%とするなど)は、負担率の一定の歯止めと分かりやすさのためにあってもよいのではないか。

・算出方法の計算の中に負担割合を入れると、どうしても割合以下しか使用料が徴収できなくなってしまう。但し、負担割合を入れないと、公共性の高い施設の使用料が高くなりすぎるというのであれば、あとから免除するという方法はいかがか。(市民は減額とか、教育的利用は減額という形で)。

【質問事項②】

実際の利用者負担率はどの程度が望ましいか (施設ごとに負担率と理由を答える)。

公民館

```
A. 1%~ 30% ( 36円~1,071円) ···71.4%
```

B. 31%~ 50% (1,107円~1,786円) ···28.6%

C. 51%~100% (1,821円~3,571円) · · · 0%

《Aの理由》

- ・会議室として1,000円/時間程度であれば納得感はあると考えるが、現在の料金価格を考慮すると20%が限界だと考える。
- ・実質的な負担率を30%にした理由は、民間の会議室との対比から本来は40~50%程度が 好ましいが、現行の使用料との差を勘案したためである。それでも現行に比べて大分高 くなるが、経営努力で稼働率を上げれば使用料を下げることが可能であろう。また、時 間帯などでの使用料の多様化も考えるべきである。なお、団体ごとの減免は続けてもよ いと考える。
- ・利用者負担率が低く、かつ民間や団体の施設に比べて使用料が大幅に低いことから、利用者負担を増やしてもやむをえない。但し利用の目的が行政側の施策とマッチしたものであるなら、使用料を減額して還付する方策をとるべき(例えば教育、国際交流、等)。負担増は2倍程度が限度。
- ・現行は低額すぎて民業圧迫も甚だしいので、現行比2~3倍引き上げるのが妥当。もし

くは新基準案(貸室面積ベース)を適用すべき。

・かなり高めだが、この程度までなら負担できるのではないだろうか。

≪Bの理由≫

- ・10人で使用するとして、1人200円弱の負担。
- ・下記の「全体を通しての意見等」の考えをベースに 50%の負担率を設定し、かつ、当該 アップ後の使用料でも、利用者の使用頻度に変化はないと判断し、設定した。

市民プール

```
A. 1%~ 30% ( 33円~1,000円) ···71.4%
```

B. 31%~ 60% (1,033円~2,000円) · · · 28. 6%

C. 61%~100% (2,033円~3,333円) · · · 0%

≪Aの理由≫

- ・近隣施設との比較した結果 30% (稲毛海浜 1,100 円、船戸 390 円/3.5 時間) 利用ニーズは高いと考えられるため、利用者数は減少しないと考える。
- ・上の公民館と同様、本来は40~50%が望ましいが、民間での同種の使用料との関係や現 行の使用料との差から30%でよいと思う。やはり、公民館と同様、経営努力で利用者を 増やすことで使用料を下げる方向が模索されるべきである。
- ・高校生 500 円、中学生 250 円、小学生 100 円程度か。
- ・実際の負担率は高くはないが、他市より高い使用料のアップは利用者を減らす恐れもあるのでほぼ現行の水準とした。本市のプールは1日の料金設定しかなく、短時間で利用したい者にとって割高に感じて、使いにくい。多くの他市のように時間制に変えるなど料金体系自体を変えるべき。
- ・これ以上高いと利用者が来なくなると思う。

≪Bの理由≫

- ・市民プールの使用料の相場観として、1,500円位がマックスと考え、45%を設定。市の負担率を50%とするよう分子の行政コストを削減する方策を考えるべきである。
- ・現行の大人が1日プールを使用するのに700円は余りにも低額すぎる。現行比2~3倍 引き上げるのが妥当。プールを使用しない市民との不公平をなくすため。

中国分スポーツ広場

```
A. 1%~ 30% ( 125円~ 3,750円) ···85.7%
B. 31%~ 60% (3,875円~ 7,500円) ···14.3%
```

C. 61%~100% (7,625円~12,500円) · · · 0%

≪Aの理由≫

- ・近隣施設との比較した結果 20% (習志野市秋津サッカー場 3,460 円/2 時間、柏の葉公園 3,570 円/2 時間、白井運動公園 9,450 円/半日)
- ・学生500円程度。市民プールと同様で良いのでは。
- ・プール同様相場観より、2,500 円位がマックスと考え 20%を設定。市の負担率を 50%に近づけるよう分子の行政コスト削減の方策をとるとともに、当該事業が市でなければやれないのかも検討する必要がある。
- ・利用者負担率が低いので、現行の2倍程度まで使用料をあげることもやむをえない。(この施設は無償で土地の提供を受けているということなので、他の施設にも適用できるかは判断が難しいが)
- ・そもそも市でサッカー場やフットサル場を保有する必要があるのか。使用料で管理運営 費を賄うのは到底無理だし、使用料を2~3倍引き上げても焼け石に水。民営化を早急 に検討すべき。
- ・かなり高めだが、この程度までなら負担できるのではないだろうか。

≪Bの理由≫

・公民館やプールに比べより多くの人数で使用料を負担することが想定されるので、本来 望ましい負担率に近付けて40%が適切ではないかと考える。やはり、稼働率の向上の努 力や団体に応じた減免の活用が考慮されるべきである。

【全体を通しての意見】

- ・利用料金を引き上げることにより、利用者数が減少しては意味がない。 公費負担率の最大値は定めるべきと考える。
- ・時間帯や曜日、あるいは立地条件などで細かく使用料を設定したり、広報に力を入れる などして、稼働率と全体の収入を増やす努力をするべきである。それによって、使用料 を上げることなく、望ましい受益者負担率に近づくようにしていけばよいかと思う。ま た、特定の団体ごとの減免ないし補助はあってもよいと思う。
- ・負担率についてはわからない。料金を社会通念上妥当な金額に設定するべきである。その結果、受益者負担率が極端に低いということになれば、当該施設の統廃合の議論にシフトするのが自然だと思う。
- ・公の施設であるので、市の負担と、利用者との負担は折半という考え方が根底にある。
- ・実際の利用者負担が低いことから、新たな利用者負担率を設定した上て実際の使用料を上げることもやむを得ないが、そもそも管理運営費が高くなるのはなぜかを究明し、コストカットに踏み切らなければ市民の理解は得られないのではないか。税制面で優遇されていても、過剰な施設数や人件費(人員配置、高額な職員の給与・手当・退職引当金等)がコストアップにつながっているとしたら、一方的に原価高を市民に押し付けるだけでなく、別な観点でメスを入れて、管理費の低減に努めることが大切である。
- ・ニーズの多い施設は高額にし、人気が無い施設はダンピングするといった対応策も必要。 但しそれで様子を見て、需要が増えない施設や古い施設は統廃合すべき。施設があると 人も増える。
- ・市長は諮問に当たって、一部の特定の方が利益を得ているようなものについては、民間 並みの単価を設定してもよいと発言されているくらいだから、小手先の算出基準をいじ るより、全使用料を一律現行比2~3倍くらい引き上げてもよいのではないか。
- ・施設すべての実利用者負担率が示されていないので何とも言えないが、各施設を(1) 全市民が対象で必要に応じて利用でき、広く地域の連帯、健康の増進や文化生活に寄与 するサービス(例えば公民館、文化施設、体育館」、運動場、健康増進センター等)(2) (1)の要素もあるがレクリエーション的要素もある施設(例えば、文化会館、市民プ ール、林間施設等)(3)その他に分類し、実利用者負担率を(1)は10%(2)は20% (3)は100%とするという案が考えられるが、具体的数字が出てこないと何とも言え
- ない。ただし、道路、公園、図書館は現行通りとする。
 ・本当は50%と思ったが、使用料が高くなりすぎるので、負担できそうな金額に合わせた。

◎これまでの審議、及び各委員からの回答などを踏まえた

「4つの検討事項」に対する会長・副会長提案

【使用料】

①維持管理経費等の必要経費を上限とすることについて

・維持管理コストを上限とする。

②施設の設置目的等に応じた負担区分を設けることについて

- ・負担区分率については、現在本市で用いている「受益者負担率の区分表」を活用する。
- ・ただし、受益者負担率は単価算出後の最後に掛け合わせることとする。
- ・受益者負担率の区分表のとおりに計算した結果、現行使用料と大きく乖離する場合に は、利用者のうち市内居住者と市外居住者で料金に差を設けることも検討する。

③原価の算出基準について

・管理運営費に新たに退職給付引当金繰入額、用地賃借料、公債費利子を追加する ※使用料単価について

分母の施設総面積は貸室総面積に、年間利用可能時間は実稼働時間に変更し、正確に 単価を計算すべきである。

【手数料】

④近隣市の料金との均衡を図ることについて

・現行でやむを得ないと考えるが、付帯意見として、市川市の現状に照らした上で値上 げを検討すべきであるという旨加えることとする。